



水道料金の基本料金2か月免除を実施

新型コロナウイルス感染症に係る現在の経済情勢を踏まえ、市民生活並びに経済活動支援として、水道料金の基本料金を免除します。

- 【内 容】** 水道の基本料金を2か月分、全額免除
※水道料金は、基本料金と使用量に応じた従量料金からなります。
(水道料金＝基本料金(今回、免除の対象)＋従量料金)
- 【対象者】** 市内の全水道使用者(公共施設を除く)：約51,500戸
- 【期 間】** 6月検針(4・5月使用分の基本料金)又は7月検針(5・6月使用分の基本料金)
- 【免除額】** 約1億1,050万円
※一般的な世帯(口径20mm)の場合、基本料金(2か月分)2,156円(税込)が免除となります。
- 【手続き】** 今回の免除に対する申請等の必要はありません。
基本料金を差し引く方法で実施します。
- 【支払猶予】** 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に支払いが困難な場合は、申請により支払猶予の対応を行います。
- 【その他】** 下水道使用料、農業集落排水施設使用料は免除の対象外ですが、支払の猶予につきましては対応します。

継続的な感染予防のため、手洗いなどを徹底しましょう。

